6　原子炉格納容器スプレイ系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器スプレイ系の作動検査	
7　可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査	
八　非常用予備発電装置	
	1　ディーゼル機関の非破壊検査並びにディーゼル発電機の作動検査及び定格容量を確認する検査
	2　直流電源系の充電状態を確認する検査

三　発電用原子炉（加圧水型軽水炉に限る。）及びその附属設備にあっては、次の表の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項

電気工作物の種類	定期事業者検査に係る事項
一　原子炉本体	1　原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査
	2　再使用する燃料体の外観検査
	3　炉心における燃料体の配置を確認する検査
	4　原子炉の停止余裕を確認する検査
二　原子炉冷却系統設備	1　発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条に規定するクラス1機器（原子炉冷却系統設備に限る。以下この号において同じ。）及びクラス2機器（原子炉冷却系統設備に限る。以下この号において同じ。）並びにそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器及びクラス2機器の漏えい検査
	2　加圧器安全弁及び加圧器逃がし弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査
	3　加圧器逃がし弁元弁の作動検査
	4　主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし弁の漏えい検査及び作動検査
	5　主蒸気隔離弁の作動検査
	6　非常用炉心冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系の作動検査
	7　原子炉補機冷却系の作動検査
	8　補助給水系ポンプの非破壊検査及び補助給水系の作動検査
三　計測制御系統設備	1　発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条に規定するクラス1機器（計測制御系統設備に限る。以下この号において同じ。）及びクラス2機器（計測制御系統設備に限る。以下この号において同じ。）並びにそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器及びクラス2機器の漏えい検査
	2　制御用空気圧縮系の作動検査
	3　制御棒駆動系の制御棒緊急そう入検査
	4　ほう酸ポンプの非破壊検査及びほう酸注入機能を有する設備の作動検査
	5　安全保護系の作動検査
	6　事故時監視計器及び事故時試料採取設備の作動検査
四　燃料設備	燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査
五　放射線管理設備	1　原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査
	2　アニュラス再循環排気系の作動検査及びそのフィルター性能検査
	3　中央制御室非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査
六　廃棄設備	気体廃棄物処理系の作動検査
七　原子炉格納施設	1　発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に限る。以下この号において同じ。）及びその支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器の漏えい検査
	2　原子炉格納容器の漏えい率検査
	3　主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査
	4　原子炉格納容器真空逃がし弁の作動検査
	5　原子炉格納容器スプレイ系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器スプレイ系の作動検査
	6　アイスコンデンサの冷却性能検査
	7　原子炉格納容器水素再結合装置の作動検査
八　非常用予備発電装置	
	1　ディーゼル機関の非破壊検査並びにディーゼル発電機の作動検査及び定格容量を確認する検査
	2　直流電源系の充電状態を確認する検査

四　蒸気タービン本体及びその附属設備並びに発電用原子炉（沸騰水型軽水炉及び加圧水型軽水炉に限る。）及びその附属設備にあっては、前三号に掲げるもののほか、その他経済産業大臣及び原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項

五　蒸気タービン本体及びその附属設備並びに発電用原子炉（沸騰水型軽水炉及び加圧水型軽水炉に限る。）及びその附属設備（非常用予備発電装置を除く。）にあっては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項

第五十三条　法第五十四条第一項の主務省令で定める時期は、特定重要電気工作物についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。ただし、特定重要電気工作物のうち、発電所又は発電設備の設置の工事の後、定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

特定重要電気工作物の区分	定期検査を受けるべき時期
一　特定重要電気工作物であって、その判定期間が十三月以上であるものとして経済産業大臣及び原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期